

栃木の
指定廃棄物問題を
福島の実験から考える

② 焼 却 編



福島県にある国の特定廃棄物埋立処分施設。平成29年11月より、埋立処分が進んでいます。

●仮設焼却施設



国が東京電力(株)南いわき開閉所の敷地に設置した仮設焼却施設。モニタリングを実施し、安全に焼却が進められています。

●開閉所仮設焼却施設 排ガス中の放射性物質濃度

平成29年度

	測定頻度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
農林業系廃棄物処理量	—	処理量 (ton)	—	—	987.75	612.63	353.09	0.00	292.16	415.07	470.56	555.75	545.90	741.38
指定廃棄物処理量	—	処理量 (ton)	—	—	55.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	63.47	0.00	32.50	102.86
排ガス中の放射性物質濃度	1回/月	測定結果												
		¹³⁴ Cs Bq/m ³	—	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		¹³⁷ Cs Bq/m ³	—	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		合計 Bq/m ³	—	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

※排ガス中の放射性物質濃度の基準値は、¹³⁴Cs 濃度 (Bq/m³) ÷ 2 0 + ¹³⁷Cs 濃度 (Bq/m³) ÷ 3 0 で算出される値が 1 以下です。
※ N D の表記は、不検出 (検出下限値未満) の意味で、検出下限値は 2 B q / m³ 以下です。

福島県では、指定廃棄物の量を減らすための焼却が安全に行われています。

東京電力福島第一原子力発電所の事故で発生した指定廃棄物について、福島県では解決に向けた取組みが進んでいます。
福島県内の指定廃棄物(約18万1000トン*)を減容化するために、県内複数の焼却施設で稲わら等の指定廃棄物等を焼却処理しています。施設内の処理装置により排ガス中の放射性物質は99.9%以上除去され、さらに排ガス中の放射性物質濃度を測定することで安全性を適時確認しています。現在までの測定結果はすべて不検出(検出下限値2Bq/m³以下)です。

栃木県では、約1万3500トン*の指定廃棄物が保管され、その処理が重要な課題となっています。
指定廃棄物の処理については、県内にも様々な異なる意見をお持ちの方がおられます。環境省は、そのような皆さまと丁寧な議論を積み重ね、処理の道筋を見いだしたいと考えています。
県民の皆さまのご理解を賜りながら、早期の問題解決に向け、責任を持って取り組んでまいります。

解決に向けて、一歩ずつ前に。

指定廃棄物の処理は、国が責任を持って進めます。

※指定廃棄物の数量は、平成30年3月31日時点のものです。



特定廃棄物に関するお問い合わせ窓口 ☎ 0120-869-444フリーダイヤル(9:30～18:15 日祝除く) 環境省 放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/>

栃木 指定廃棄物

検索

